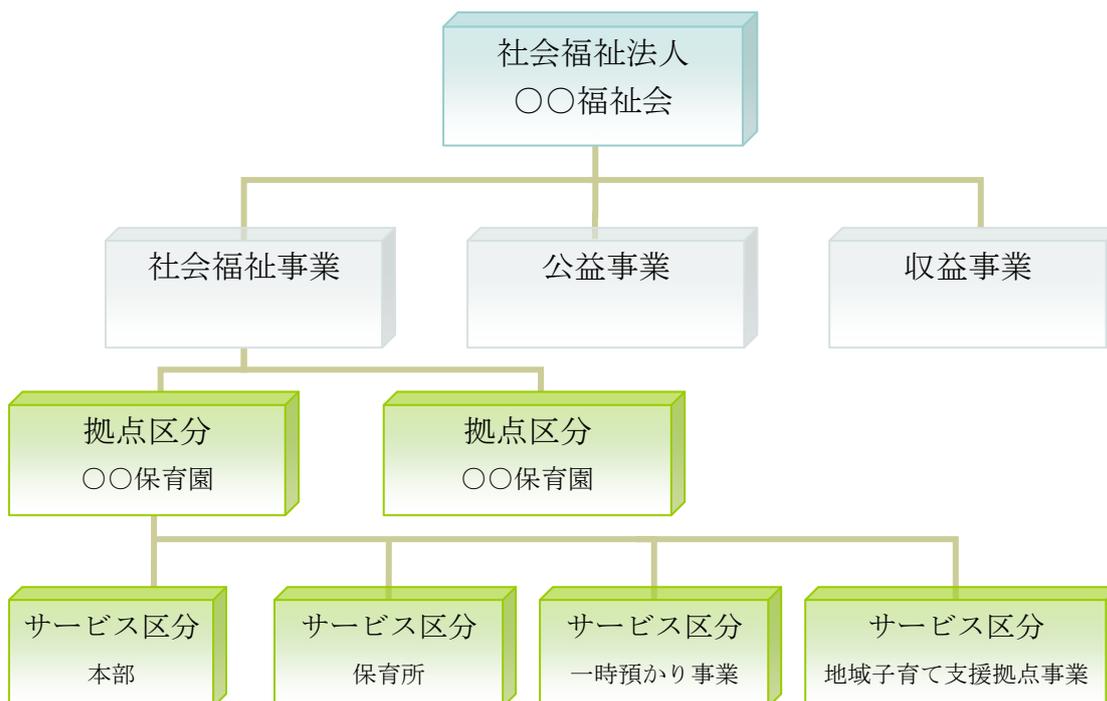


2. 事業区分・拠点区分・サービス区分について

独立した会計単位が

事業区分等に変更となる図式



事業区分

社会福祉事業、公益事業、収益事業の3区分です。

拠点区分

同一法人で、複数の事業所（拠点）を運営している場合、その事業所（拠点）単位で財務諸表を作成し、経営の実態にあわせた予算管理ができるように、拠点区分を設定します。

一法人で複数の保育所を経営する場合は、それぞれの施設ごとに独立した拠

点区分となります。「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱いについて」に記載があります。

※ ただし、社会福祉事業と一体的に実施されている小規模な公益事業は、以前からと同様に主な事業に支障を及ぼさない範囲で、当該社会福祉事業と同一の拠点区分に含めて会計を処理することができます。 Q&A(問 21)

※ 道路を挟んで別の建物により運営している施設・事業所は・・・
予算及び組織管理上、一体的に運営される小規模な事業は、同一の拠点区分として会計処理が可能です。 Q&A (問 22)

サービス区分

拠点区分の内訳がサービス区分です。
介護保険サービスと障がい福祉サービスにおいては、事業の会計を区分すべきことが、定められている事業をサービス区分としますが、保育所は、法人の定款に定める事業ごとに区分します。

例として、一拠点の保育所で実施される事業において、

- ・ 保育所
 - ・ 地域子育て支援拠点事業
 - ・ 一時預かり事業
- } などがサービス区分となります。

※ ただし、「運用指針」では、上記 3 区分は同一のサービス区分として差し支えないとされています。

本部会計の区分

当事務所では、予算を把握できる拠点区分とすることを勧めますが、運用指針では、自主的な決定で、拠点区分又はサービス区分（貸付金が、残っている場合サービス区分間貸付金残高明細書の作成義務あり）の選択ができます。